

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
1	実施方針	2	I	1	(6)			遵守等すべき根拠法令等	「各種基準・指針等と同等以上と市が認めた場合はこの限りではない」とありますが、考え方として、要求水準を満たしたていれば事業者の創意工夫・ノウハウに基づいた業務遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。	法令及び入札説明書等の範囲内で、ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	I	1	(6)			本事業の実施に当たって遵守等すべき根拠法令等	興業場法の記載がありませんが、本施設はコンサート等の興行を行わない施設を前提としているため、興行場には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	5	I	2	(2)	ア		事業者が実施することを必須とする業務（本体事業）	運営者との協議機会の有無と、運営者の決定時期についてご教示ください。	令和7年度中には運営者を決定する予定です。決定後、協議は可能となります。
4	実施方針	5	I	2	(2)	ア		運営者との連携・調整	「運営者との連携・調整を図る」とありますが、運営者が決定する時期をご教示ください。	令和7年度中には運営者を決定する予定です。
5	実施方針	5	I	2	(2)	ア		運営者との連携・調整	「各業務の実施にあたっては、本市が別途定める運営者との連携・調整を図る」とありますが、「各業務」とは「施設整備業務（設計業務、建設業務）も含まれるのでしょうか。	主に維持管理業務での連携を想定していますが、その他の業務においても必要に応じて連携・調整を図ることをお願いします。
6	実施方針	5	I	2	(2)	イ		事業者が実施することを必須とする業務（任意事業）	任意事業は評価の対象に含まれるのかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
7	実施方針	6	I	2	(2)	イ		事業者が実施することができる業務（任意事業）	「実施可否及び内容の詳細は市との協議」とありますが、提案審査書類で提案した事業であっても、提案審査書類提出後に市の事由により実施不可となることがあるのでしょうか。もし実施不可となった場合、事業費総額の変更は認められるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、可能な限り実現性を確保するために、個別対話での調整を想定しています。なお、任意事業は入札価格の枠外で実施することになるため、事業費総額の変更は認められません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
8	実施方針	6	I	2	(2)	イ		事業者が実施することができる業務（任意事業）	「実施可否及び内容の詳細は市との協議」とありますが、任意事業は提案審査書類を提出時点で市に提案するものではなく、事業者選定後に市と事業者が協議して実施の有無が決まると考えてよろしいでしょうか。	任意事業の内容も含めて、提案審査書類の提出時に提案いただきます。提案を想定している内容については、個別対話にて市の確認を踏まえ提案をお願いします。最終的には、提案内容を踏まえ事業者選定後に本市と協議の上で実施内容を決定します。
9	実施方針	6	I	2	(3)			本市が実施する業務	①道路改良工事関連業務の実施時期をご提示ください。	道路改良工事関連業務の実施時期については未定です。
10	実施方針	6	I	2	(4)			事業方式	任意事業に際し物販施設や飲食施設等を整備する際、目安となる土地OR建物貸付料(公有財産規則等に基づくとはあるものの)についてご教示ください。	土地・建物の使用料・貸付料算定要領及び土地台帳を提供いたしますので、経済観光局展示場整備担当課までご連絡ください。
11	実施方針	6	I	2	(4)			事業方式	「物販施設や飲食施設で、任意の事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合は、任意事業部分の床を事業者が所有権を有する本市と事業者の区分所有建物とし、対応する土地の持分につきPFI法第69条に基づき、事業期間中本市が事業者に貸し付ける」とありますが、任意事業のために追加的に床を整備した場合のみ区分所有建物とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	6	I	2	(4)			事業方式	「対応する土地の持分につきPFI法第69条に基づき、事業期間中本市が事業者に貸し付ける」とありますが、任意事業に必要な什器・備品・設備等を壁面や屋根面に設置する場合も、占有する壁見付け面積や屋根面積を床面積に相当する貸付料の支払いが事業者から市に対して発生すると考えてよろしいでしょうか。	任意事業に必要な什器・備品・設備等を壁面や屋根面に設置する場合も、行政財産使用料の支払いが発生しますが、設置するものや用途により使用料の算定方法が異なりますので、個別対話でご相談ください。
13	実施方針	6	I	2	(4)			事業方式	「任意事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合」とありますが、イベント等の自主事業は市への貸付料の支払いは発生しないか、もしくはイベント等で使用する床面積に対して日割り等で貸付料の支払いが事業者から市に発生すると考えてよろしいでしょうか。	イベント等の自主事業で使用する場合は、事業者から運営者へ施設利用料が発生します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
14	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	「物販施設や飲食施設で、任意の事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合は、任意事業部分の床を事業者が所有権を有する本市と事業者の区分所有建物とし、対応する土地の持分につきPFI法第69条に基づき、事業期間中本市が事業者に貸し付ける」とありますが、任意事業のために追加的に床を整備した場合のみ区分所有建物とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	「物販施設や飲食施設で、任意の事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合は、任意事業部分の床を事業者が所有権を有する本市と事業者の区分所有建物とし、対応する土地の持分につきPFI法第69条に基づき、事業期間中本市が事業者に貸し付ける」とあります。PFIにおいて飲食・物販を事業者が独立採算事業として実施する場合は床の貸付が一般的ではないかと考えますが、本事業において区分所有とする理由をご教示ください。	任意事業は本市として実施を求める事業でなく、任意事業の提案がなされなかった場合でも本事業の遂行に支障がないため、全て事業者の負担と責任において実施します。任意事業で整備した床や設備の所有権は事業者が有します。
16	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	「物販施設や飲食施設で、任意の事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合は、任意事業部分の床を事業者が所有権を有する本市と事業者の区分所有建物とし、対応する土地の持分につきPFI法第69条に基づき、事業期間中本市が事業者に貸し付ける」とありますが、床を追加的に整備して行う場合の任意事業はBOT方式との理解でよろしいでしょうか。その場合、床を追加的に整備するための費用はサービス購入費として市から事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。事業者が負担する場合は、事業者負担分の考え方についてご教示ください。	BOT方式ではありません。任意事業は本市として実施を求める事業でなく、任意事業の提案がなされなかった場合でも本事業の遂行に支障がないため、全て事業者の負担と責任において実施します。任意事業で整備した床や設備の所有権は事業者が有します。
17	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	「物販施設や飲食施設で、任意の事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合は、任意事業部分の床を事業者が所有権を有する本市と事業者の区分所有建物とし、対応する土地の持分につきPFI法第69条に基づき、事業期間中本市が事業者に貸し付ける」とありますが、床以外、たとえば設備等を追加的に整備する場合は市が所有権を有するとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業は本市として実施を求める事業でなく、任意事業の提案がなされなかった場合でも本事業の遂行に支障がないため、全て事業者の負担と責任において実施します。任意事業で整備した床や設備の所有権は事業者が有します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
18	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	事業採算性等の悪化等による事業期間中の中途解約は制限なく行えるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、違約金は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書を遵守して実施してください。詳細は入札公告時にお示しします。
19	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	「任意事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部分を事業者が利用する場合は、当該床については事業者が所有権を持つ」とありますが、任意事業の経営状況が本体事業に影響を与えることを避けるため、当該床の所有者を事業者ではなく、任意事業を担う構成企業または協力企業とすることも可能という理解でよろしいでしょうか。	当該床の所有者は事業者とします。所有権及び借地権の譲渡は認めません。
20	実施方針	6	I	2	(4)		事業方式	SPC・運営者間での連携、調整の具体的な内容を把握する為、運営者に対する要求仕様を開示いただくことが可能でしょうか。	現段階で定まっている運営者に対する要求仕様等はありません。
21	実施方針	7	I	2	(4)		事業スキームイメージ	事業スキームイメージに指定管理者の指定について記載があります。指定管理者が行う業務と事業者が行う維持管理業務の業務区分をご提示ください。	要求水準書（案）のとおりです。
22	実施方針	7	I	2	(5)		事業期間	事業契約締結後から「本施設」供用開始までに札幌市で実施予定の業務（道路改良工事関連業務、都市計画変更、運営者の指定など）のスケジュールの想定があればご提示ください。	道路改良工事関連業務の実施時期については未定です。都市計画変更は令和6年度、運営者の指定は令和7年度を予定しております。
23	実施方針	7	I	2	(5)		事業期間	「本施設の引渡し期限_令和9年6月30日」とありますが、市と協議のうえで、6月30日以前に引渡しを行った場合、引渡し日から発生する維持管理業務費については合理的な範囲で市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	原因者が負担します。市都合により引渡し日が繰り上がった場合にはご理解のとおりです。
24	実施方針	7	I	2	(5)		事業期間	施設整備期間の詳細検討の結果、引渡し期限と維持管理業務開始日を早める提案をしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	8	I	2	(6)	ア	本施設の取り扱い	建物劣化調査実施費用は事業者負担でしょうか？	ご理解のとおりです。
26	実施方針	8	I	2	(6)	イ	業務の引継	事業者が負担すべき引継ぎ業務費用とは具体的にどのような内容を想定されてますか？	建物劣化調査実施費用等を想定しています。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
27	実施方針	8	I	2	(7)	ア	本事業における事業者の収入施設整備業務に係るもの	「本施設の施設整備業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、・・・」とありますが、あらかじめ定める額とは事業者が提案する額でしょうか。	ご理解のとおりです。（落札者の入札額）
28	実施方針	8	I	2	(7)	ア	本事業における事業者の収入	施設整備業務に係る対価について、「一時支払金」、「一時支払金及び割賦方式」、「割賦方式」の「いずれかにより本市が事業者を支払う」とありますが、入札説明書等には、この中から一つの方式が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、入札参加者がいずれかの方式を選択することが可能になるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
29	実施方針	8	I	2	(7)	ア	本事業における事業者の収入	「一時支払金及び割賦方式」または「割賦方式」の場合、割賦元金部分に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡年度に一括してお支払いいただけますでしょうか。 施設整備業務に係る割賦元金の消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、施設の引渡年度に一括して支払われる建付けをお願いいたします。 万一、割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないことが一般的であることから、施設整備に係るサービス対価では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生することになります。	入札公告時にお示しします。
30	実施方針	8	I	2	(7)	イ	本事業における事業者の収入維持管理業務に係るもの	「維持管理業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、・・・」とありますが、あらかじめ定める額とは事業者が提案する額でしょうか。	ご理解のとおりです。（落札者の入札額）
31	実施方針	8	I	2	(7)	イ	本事業における事業者の収入	維持管理運営業務の対価は、維持管理業務期間で平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者の提案をもとに支払われます。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
32	実施方針	8	I	2	(8)	ア	本事業における事業者の費用負担任意事業に係るもの	施設運営における光熱費削減を考慮した太陽光パネルを設置した場合、削減効果を勘案した利用料徴収等については運営者との協議事項と思料しますが、パネル設置時の施設使用料についてご教示ください。	特定事業か任意事業かなど条件によるため、個別対話でご相談ください。
33	実施方針	8	I	2	(8)	ア	本事業における事業者の費用負担任意事業に係るもの	施設運営用のサイン・広報用にデジタルサイネージを設置した場合でデジタルサイネージ表示の一部や一定の表示時間を利用した広告料収入を得る任意事業を想定した場合における費用負担に関するお考えをご提示ください。 (設置面積による所定の土地貸付料の一部または全部を札幌市へ支払うなど)	原則として行政財産使用料が発生しますが、詳細については個別対話でご相談ください。
34	実施方針	10	II	1	(3)		選定委員会	「選定委員会は非公開」とありますが、委員会の委員は、入札説明書等に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針	10	II	2	(1)		募集スケジュール	本事業の予定価格は入札説明書において示されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	9月下旬での現地見学会が予定されていますが、本事業予定地の堆雪場の終了時における地形の最終データ情報の公開はありますか、またその時期について教えていただきたい。	データ情報の公開はありません。
37	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	「個別対話の実施」後に市から個別対話の実施内容の公表や要求水準書の変更を予定していますでしょうか。その場合、競争性の確保のため、応募者の意向に従い公表の有無をご判断いただくと考えてよろしいでしょうか。	個別対話の内容や結果の公表は予定しておりません。なお、個別対話を踏まえて本市が事業応募者に周知が必要な事項があると判断した場合、競争性や事業者ノウハウ保護の支障とならない範囲で当該事項を周知します。
38	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	「個別対話の実施」が令和5年11月～12月とあり「入札書及び提案審査書類の受付」が令和6年1月とありますが、個別対話の実施や個別対話の実施後の市からの新たな資料の公表の両方に対して、提案審査書類の受付までの期間を50日以上程度設けていただくと考えてよいでしょうか。	スケジュールは入札公告時にお示しします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
39	実施方針	11	Ⅱ	2	(1)		募集スケジュール	個別対話の実施時期が令和5年11月～12月、入札書及び提案審査書類の受付が令和6年1月となっています。対話の内容を反映するための期間が必要となりますが、提案審査書類の受付は1月の下旬と考えてよろしいでしょうか。	スケジュールは入札公告時にお示しします。
40	実施方針	11	Ⅱ	2	(1)		募集スケジュール	個別対話の実施が11月～12月とありますが、1月の入札書及び提案審査書類の受付までの期間をできる限り長く設定頂きたいをお願いします。対話の結果が提案内容に大きく影響を及ぼす(変更する)可能性もあるためです。	スケジュールは入札公告時にお示しします。
41	実施方針	11	Ⅱ	2	(2)	オ	個別対話の実施	個別対話は何回実施される予定でしょうか。	入札公告時にお示しします。
42	実施方針	13	Ⅱ	3	(1)	④	入札参加者の構成	「SPC から直接業務を受託または請け負う者」の業務とは、設計ほか要求水準にある業務であって、アドバイザー業務や資金調達のアレンジメント業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか？	要求水準にない業務も含まれます。関連して実施方針を修正します。
43	実施方針	13	Ⅱ	3	(2)		入札参加者に共通の参加資格	任意事業業務を受託する企業の参加資格は、3.入札参加者の参加資格要件(2)入札参加者に共通の参加資格①～⑥の要件を満たすことによろしいでしょうか。札幌市競争入札参加資格者名簿への登録は必要でしょうか。また、物販や飲食業務を登録する必要がある場合は、「物品・役務」の項目で登録すればよろしいでしょうか。	任意事業を実施する企業について、札幌市競争入札参加者資格名簿への登録が必要となります。詳細は実施方針の修正版にてお示しします。
44	実施方針	14	Ⅱ	3	(3)	ア	③ 設計業務を行う者	『5000㎡以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、その他これらに類する施設）の実施設計（改修を除く）を元請として受託かつ履行完了した実績』において「その他これらに類する施設」とは、不特定多数が利用する施設という理解で良いのかご教示ください。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
45	実施方針	14	II	3	(3)		入札参加者の業務別の資格要件	「建設業務と工事監理業務は、同一の企業、または資本若しくは人事等において一定の関連がある者同士が実施してはならない。」とありますが、共同企業体を組成した場合についても同様でしょうか。 <例> 設計・監理JV：A社+B社+C社 建設JV：B社+D社 B社は設計・監理業務、建設業務の双方を行う	共同企業体を組成した場合でも同様です。従い「<例>」のような構成は不可となります。
46	実施方針	14	II	3	(3)		入札参加者の業務別の資格要件	SPC運営管理等業務については、個別の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	SPC運営管理等業務を委託する場合には、札幌市競争入札参加者名簿への登録が必要になります。詳細は実施方針の修正版にてお示しします。
47	実施方針	15	II	3	(3)	イ	建設業務を行う者	設備工事会社との乙型JVを構成する場合、建築工事を担当する会社で②『建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。』を満たしていれば、②を満たしていない設備工事会社とJVを構成しても宜しいでしょうか。	乙型を含め、JVを組成する場合は構成するすべての社が建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている必要があります。
48	実施方針	16	II	3	(1)	④	入札参加者の構成及び構成企業	他の入札参加者の提案業務や受注後の協力要請の可能性を制約するため、入札参加者の構成企業として、公共的なサービスの主要民間会社（電力、エネルギー供給、通信企業など）の参加は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	そのような制限はありません。
49	実施方針	16	II	4	(1)		著作権	市が提出書類を使用する場合は事前にご連絡をいただけますでしょうか。	連絡します。
50	実施方針	17	III	2			予想されるリスクと責任分担	リスク分担表の設計・調査段階における計画変更リスク、遅延リスク、費用増大リスクについて、運営者要望など運営者に起因するものは札幌市がリスク負担するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
51	実施方針	17	Ⅲ	2			予想されるリスクと責任分担	リスク分担表の建設・維持管理・運営段階の施設整備における計画変更リスク、遅延リスク、費用増大リスクについて、運営者要望など運営者に起因するものは札幌市がリスク負担するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	実施方針	17	Ⅲ	2			予想されるリスクと責任分担	リスク分担表の建設・維持管理・運営段階の維持管理・運営における計画変更リスク、事業開始遅延リスク、費用増大リスク、備品・設備関連リスクについて、運営者に起因するものは札幌市がリスク負担するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針	17	Ⅲ	2			予想されるリスクと責任分担 (添付書類「リスク分担表 共通段階 税制度変更リスク」：24頁)	リスク分担表の共通段階における税制度変更リスクの「その他の税制度の新設・変更によるもの」は事業者負担となっておりますが、どのようなケースを想定されているか、ご提示ください。	現時点において具体的な事例を想定したものではありません。なお、例えば、法人税率の変更、事業所税率の変更が生じた場合には、税制度の新設・変更として当該項目に該当し得るものと考えられます。
54	実施方針	17	Ⅲ	2			予想されるリスクと責任分担 (添付書類「リスク分担表 共通段階 物価変動リスク」：25頁)	リスク分担表の共通段階における物価変動リスクの「本事業にかかる、インフレ・デフレ（物価変動）にかかる費用増減リスク（一定の範囲内）or（一定の範囲外）」としてリスク分担（※2：詳細は入札公告時に明記）記載がありますが、一定の範囲内・外について、現段階で可能であれば基本的な考え方をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
55	実施方針	17	Ⅲ	2			予想されるリスクと責任分担 (添付書類「リスク分担表 共通段階 物価変動リスク」：25頁)	【意見】 リスク分担表の共通段階における物価変動リスクについて、昨今の物価上昇の事例もあり民間事業者への過度なリスク見合い費の上積みに伴う事業費の高騰を防止するためにも、入札時点を起点とした見直し規定が必要と思われます。	入札公告時にお示しします。
56	実施方針	18	Ⅳ	2			事業対象施設の規模	「来場者駐車場は1,250台程度とする。」、「展示ホールA～D約10,000㎡」との記載がありますが「程度、約」とは±何%を想定していませんでしょうか。	各社の判断のもとご提案ください。展示ホールについては要求水準書案別紙9のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
57	実施方針	19	IV	2			延床面積	延床面積(25,000m2以上)は、上限に関する規定が無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	実施方針	20	VI	1	(3)		その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	急激な物価高騰に起因する建設工事費上昇が発生し、事業継続が極めて困難となった場合の措置についてご教示ください。	入札公告時にお示しします。
59	実施方針	22	VII	4			情報提供	情報提供についてホームページを更新した際、検討各社への告知をお願いできないでしょうか？	個別の告知の予定はありません。
60	実施方針	22	VIII	1	(4)		運営者の指定	運営者指定の時期をご提示ください。	令和7年度中には決定する予定です。
61	実施方針	22	VIII	5			オリンピック・パラリンピック冬季競技大会での利用	「展示場としての利用は一時的に中断される」とありますが、維持管理業務について、業務内容、サービス対価の支払い等、基本的には変わらないという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務が一時中断される可能性があります。大会で利用する場合の対応については本市との協議において詳細を定めます。
62	実施方針	22	VIII	5			オリンピック・パラリンピック冬季競技大会での利用	「展示場としての利用は一時的に中断される」とあります。現地に常駐する維持管理業務スタッフについて、事業者が対応可能な範囲で業務内容が変更され、業務を遂行したとしても継続して勤務できるという理解でよろしいでしょうか。本人の原因によらないところで雇用契約を解除することは困難です。	ご質問の背景も踏まえつつ、大会が誘致された場合の対応詳細については本市との協議において詳細を定めます。
63	実施方針	22	VIII	5			オリンピック・パラリンピック冬季競技大会での利用	「事業契約後に本市と事業者の間で協議の上変更契約を締結する可能性がある」とありますが、貴市が想定する変更可能性がある事象についてご教示ください。	詳細は未定です。大会で利用する場合の対応については本市との協議において詳細を定めます。
64	実施方針	22	VIII	5			オリンピック・パラリンピック冬季競技大会での利用	オリンピック・パラリンピック開催決定後、組織委員会から各種保険の付保要請があった場合には、「事業者」ではなく「市」にて加入され、その費用負担も「市」との理解で宜しいでしょうか。	大会で利用する場合の対応については本市との協議において詳細を定めます。
65	実施方針	22	VIII	5			オリンピック・パラリンピック冬季競技大会での利用	開催期間中も、施設整備費の割賦払い分は当初のスケジュールとおりに支払われるという理解でよろしいでしょうか。	大会で利用する場合の対応については本市との協議において詳細を定めます。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
66	実施方針	24					住民対応リスク	事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に関する住民運動や訴訟、地元との合意形成のリスクについて、事業者のみに「○」がついていますが、市の要求水準に従い業務を行うことから、市のみに「○」もしくは市と事業者の双方に「○」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
67	実施方針	24					リスク分担表 共通 環境問題リスク	「事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの」は事業者の負担とありますが、善管注意義務を怠った場合のみとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
68	実施方針	25	添付資料				リスク分担表 共通 不可抗力リスク	事業者△の内容についてご教示ください。	「△」は、当該リスクのうち一部を事業者が負担する場合があることを示しています。不可抗力による追加費用及び損害額の分担につきましては、入札公告時にお示しします。
69	実施方針	25					リスク分担表 共通 物価変動リスク	インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスクのうち一定の範囲は事業者負担とありますが、事業者が負担する具体的な範囲をお示してください。	入札公告時にお示しします。
70	実施方針	25					物価変動リスク	物価変動について、維持管理業務はそのほとんどを人件費が占めます。地域における最低賃金の変動と雇用する職員の給与が連動する傾向が強いため、最低賃金の変動率を指標として採用頂きたいです。	入札公告時にお示しします。
71	実施方針	25					添付書類リスク 分担表「共通・ 不可抗力リスク」	不可抗力リスクについて、第三者の行為による不可抗力リスクが発生した場合、リスク分担をどのようにお考えでしょうか。	第三者の悪意及び過失に伴うものについても天災等他の事象と同じ取扱いとします。詳細は入札公告時にお示しします。
72	実施方針	26	添付書類				リスク分担表	建設地現地の着工前リスクは市側と考えてよろしいですか。特に、堆雪場終了時から着工までについてご教示ください。	着工前段階においては、共通リスク及び設計・調査段階のリスクに記載のとおりとします。なお、リスク分担表に記載されていないリスクが発生した場合については、当該リスクが発生したタイミングにおいて市と事業者にて対応を協議することとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
73	実施方針	26	添付書類				リスク分担表 遅延リスク	施設整備期間の36か月について設定根拠があれば教えてください。設計と施工の期間内訳(4週8閉所を前提とする等)を想定していれば、それについても教えてください。	施設整備期間の設定は、本市での検討を踏まえたものです。設計と施工の期間内訳は特段の想定がなく、提案に委ねます。
74	実施方針	26	リスク分担表	建設・維持管理・運営段階	施設整備		施設・敷地損傷 リスク	リスク分担表にて、「引渡し前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害（市の事由によるものを除く）」リスク分担は「事業者」となっていますが、不可抗力に起因するものは「共通」の「不可抗力リスク」の分担に従うという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	実施方針	26					オリンピック・パラリンピック開催に伴うリスク	「オリンピック・パラリンピック開催に伴うリスク」とは具体的にどのようなリスクを想定していますでしょうか。	現段階で想定しうる具体的なリスクはありません。大会開催にあたり、IBC利用として必要となる改修・撤去や現状復旧（施設の損傷や汚れへの対応含む）及び保守管理については、組織委員会の費用負担により実施することを想定しておりますが、詳細は招致決定後の協議となります。
76	実施方針	26					オリンピック・パラリンピック開催に伴うリスク	オリンピック・パラリンピックを開催したことによる修繕リスクも含んでいるという理解でよろしいでしょうか。（開催することによる施設の損傷、汚れ、その期間修繕しないことによる施設・設備の悪化等についての修繕）。事業者がオリンピック・パラリンピック開催期間に保守管理・修繕を行わない場合、そのリスクを負うことは困難です。	大会開催にあたり、IBC利用として必要となる改修・撤去や現状復旧（施設の損傷や汚れへの対応含む）及び保守管理については、組織委員会の費用負担により実施することを想定しております。詳細は招致決定後の協議となります。
77	実施方針	27	添付資料				リスク分担表 施設整備 備品・設備関連 リスク	「上記以外の要因による什器備品、設備等の盗難・破損・紛失」が事業者リスクになっておりますが、事業者の負担リスクは「事業者の責に帰する什器備品、設備等の盗難・破損・紛失」に限定することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
78	実施方針	27	リスク分担保表	建設・維持管理・運営段階	維持管理・運営			備品・設備関連リスク	<p>リスク分担保表にて、「上記（市の責め）以外の要因による什器備品、設備等の盗難・破損・紛失」のリスク分担保は「事業者」となっていますが、不可抗力に起因するものは「共通」の「不可抗力リスク」の分担保に従うという理解でよいでしょうか。</p> <p>また、盗難等の第三者によるものは、事業者負担ではなく、何らかの事情により帰責者である第三者から弁済が受けられない場合は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1点目については、ご理解のとおりです。</p> <p>2点目について、盗難等の第三者によるものについては、不可抗力（第三者の悪意及び過失）として取扱います。不可抗力による費用負担等については、入札公告時にお示しします。</p>
79	実施方針	27	リスク分担保表	建設・維持管理・運営段階	維持管理・運営			施設損傷リスク	<p>リスク分担保表にて、「劣化による施設・設備・備品等の損傷」のリスク分担保は「事業者」となっていますが、事業者には帰責事由がない施設劣化は市の負担という理解でよいでしょうか。</p>	<p>「劣化による施設・設備・備品等の損傷」のリスク分担保は、事業者には帰責事由がない施設劣化についても事業者負担です。関連して実施方針を修正します。</p>
80	実施方針	27	リスク分担保表	建設・維持管理・運営段階	維持管理・運営			施設損傷リスク	<p>リスク分担保表にて、不可抗力によるものはここには特に明示されていませんが、「共通」の「不可抗力リスク」の分担保に従うという理解でよいでしょうか。</p> <p>また、第三者による損傷リスクは、事業者負担ではなく、何らかの事情により帰責者である第三者から弁済が受けられない場合は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1点目については、ご理解のとおりです。</p> <p>2点目について、盗難等の第三者によるものについては、不可抗力（第三者の悪意及び過失）として取扱います。不可抗力による費用負担等については、入札公告時にお示しします。</p>
81	実施方針	27	リスク分担保表	建設・維持管理・運営段階	維持管理・運営			施設瑕疵リスク	<p>リスク分担保表にて、「事業期間内に発見された施設の瑕疵に関するもの」のリスク分担保は「事業者」となっていますが、民法第566条の担保責任期間の制限は適用されるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>民法の原則とは別途設定されるリスク負担についての取り決めですので、契約不適合責任の期間制限は適用されません。詳細については、入札公告時にお示しします。</p>
82	実施方針	27						備品・設備関連リスク	<p>要求水準書（案）P8により什器備品の調達及び管理は維持管理業務に関するものに限られることから、「上記以外の要因による什器備品、設備等の盗難・破損・紛失」の事業者のリスク分担保についても事業者が調達した維持管理業務に関するものに限定されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>運営業務に係る什器備品、設備等（事業者が設置・使用しないもの）についても、事業者の責めにより盗難・破損・紛失が発生した場合には、事業者のリスク負担とします。</p>
83	実施方針	27						事業開始遅延リスク	<p>不可抗力により事業開始が遅延した場合は、市の負担としていただけないでしょうか。</p>	<p>不可抗力の場合の取扱いについては、入札公告時にお示しします。</p>

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
84	実施方針	27					費用増大リスク	「上記以外の事由による維持管理費の変動」のリスク分担が事業者となっていますが、入札段階での事業費への正確な想定が難しく、結果として施設の利便性に影響が生じる恐れがあることから、費用増大の原因が帰責者不明の場合は、市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
85	実施方針	27					計画変更リスク	当該リスクの内容については、オリンピック・パラリンピックの開催も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	オリンピック・パラリンピックの開催に伴うリスクはすべて、共通「その他」「オリンピック・パラリンピック開催に伴うリスク」(26ページ最上行)に含みます。
86	実施方針	27					費用増大リスク	当該リスクの内容については、オリンピック・パラリンピックの開催も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	オリンピック・パラリンピックの開催に伴うリスクはすべて、共通「その他」「オリンピック・パラリンピック開催に伴うリスク」(26ページ最上行)に含みます。
87	実施方針	27					備品・設備関連リスク	当該リスクの内容については、オリンピック・パラリンピックの開催も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	オリンピック・パラリンピックの開催に伴うリスクはすべて、共通「その他」「オリンピック・パラリンピック開催に伴うリスク」(26ページ最上行)に含みます。
88	実施方針	27					施設の損傷リスク	善良な管理者の注意義務を怠っていない場合の第三者の責めに帰す損傷・帰責者が不明の場合の損傷リスクは貴市負担としていただけますでしょうか。事業者がリスク負担することは困難です。	善良な管理者の注意義務を怠っていない場合の第三者の責めに帰す損傷については、不可抗力リスクとして扱います。不可抗力による費用負担等については、入札公告時にお示しします。帰責者が不明の場合の損傷リスクについては、「上記以外の要因による本施設の損傷に関するもの」として事業者のリスク負担とします。実施方針のリスク分担表を修正します。
89	実施方針	27					添付書類リスク 分担表「維持管理・運営段階」の各リスク項目について	維持管理・運営段階の「費用増大リスク」、「備品・設備関連リスク」について、運営業務に起因するリスクもあるかと存じます。運営業務に起因するリスク分担は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	実施方針	28					備品・設備関連リスク	費用増大の原因が帰責者不明の場合は、市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおり「上記以外の要因による什器備品、設備等の盗難・破損・紛失」として事業者負担とします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
91	実施方針	28					添付書類リスク 分担表	リスク分担表下部に「※1：運営者に起因する事項については運営者、事業者に起因する事項は事業者がリスクを負担する。※2：リスク分担の詳細は、入札公告時に明らかにする。」とありますが、両方共表全体に掛かっているとの理解でよろしいでしょうか。また表中に※2はなく、秘密保持に関する欄に※1の記載がありますが、表下部の※1と関係があるのでしょうか。	※1については、秘密保持に係る部分についての注記になります。 ※2については、表全体に掛かっているものとしてご理解ください。
92	要求水準書 (案)	3					別紙資料一覧	各図面のCADデータをいただけますか。	可能な範囲で提供します。希望する場合は当課までご連絡ください。
93	要求水準書 (案)	3					別紙資料一覧	周辺道路及び敷地の高低が記載された敷地現況図が記載されておりません。発行をお願いできないでしょうか。	別紙資料以外の図はありません。
94	要求水準書 (案)	5	I	2	(3)	イ	豊かな都市文化を育む「賑わい創造拠点」	多種多彩なイベントについて、想定されているものを具体的にご教示ください。市民交流や活動の場について、想定されている活動や使い方について具体的にご教示ください。	地域の方々の集会やサークル活動の場などを想定していますが、具体的な利用方法を想定のうえ、ご提案ください。
95	要求水準書 (案)	5	I	2	(3)	ウ	地域の安心・安全を支える「防災拠点」	「防災拠点」としての具体的な使われ方のレベル、イメージをご教示ください。「緊急災害現地対策本部」を設置することを想定していますでしょうか。	災害対策本部の設置想定はなく、指定避難所(基幹)レベルを想定しています。
96	要求水準書 (案)	5	I	2	(3)	エ	(仮称)新展示場のコンセプト	「ZEB-Ready 以上の省エネルギー性能を目指し」とありますが、エネルギー消費量の基準値を示していただくことは可能でしょうか。	基準一次エネルギー消費量の設定はありません。
97	要求水準書 (案)	6	I	2	(4)		事業期間	施設整備期間が示されていますが、設計・建設それぞれの期間は提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書 (案)	7	I	2	(6)	イ	事業者が実施することができる業務(任意事業)	「なお、実施可否及び内容の詳細は市との協議」とありますが、協議時期はいつでしょうか。また、協議が落札後の場合、提案した任意事業が不可、内容の変更を受け事業者に損害が発生した場合は、貴市により賠償されるとの理解でよろしいでしょうか。また、逸失利益も含めて賠償されると理解してよろしいでしょうか。	提案を想定している内容については、個別対話にて市の確認を踏まえ提案をお願いします。最終的には、提案内容を踏まえ事業者選定後に本市と協議の上で実施内容を決定します。事業開始前の協議の結果、任意事業の実施の変更または中止となった場合でも、市は当該事由に起因する費用を負担しません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
99	要求水準書 (案)	7	I	2	(7)	①	道路改良工事関連業務	貴市が実施予定の「道路改良工事関連業務」につきまして、実施時期をご教示ください。また、工事中の道路の使用可否についてご教示ください。	道路改良工事関連業務の実施時期については未定です。工事中の道路は使用出来ないものとお考え下さい。
100	要求水準書 (案)	7	I	2	(7)	①	本市が実施する業務	道路改良工事関連業務について、図面など具体的な内容が分かる資料があればご開示ください。	可能な範囲で提供します。希望する場合は当課までご連絡ください。
101	要求水準書 (案)	8	I	2	(7)		本市が実施する業務(区分表) 什器備品	参考図としての什器備品レイアウトについては要求水準外として捉えてよいでしょうか。(つまり提案におけるプランの有用性をイメージできる参考図であれば加点対象となりますか。)	平面計画や設備計画については、什器備品のレイアウトも想定したうえでご提案ください。
102	要求水準書 (案)	8	I	2	(7)		業務区分	「什器備品管理業務」の業務区分が貴市となっていますが(“※”印内容は除く)、修繕・更新も含めて貴市の対応範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、維持管理業務に必要なとなる什器備品の修繕・更新は事業者にて実施していただきます。
103	要求水準書 (案)	8	I	2	(7)		業務区分	「※維持管理業務に必要なとなる什器備品の調達及び管理は事業者が実施する」とありますが、具体的にご教示ください。維持管理業務スタッフが執務・待機する防災センターの什器・備品(机・椅子・ロッカー)や専用使用する倉庫・控室等の什器・備品(机・椅子・ロッカー)との理解でよろしいでしょうか。	必要な什器備品の内容は維持管理業務の内容を踏まえ適切にご検討ください。
104	要求水準書 (案)	8	I	2	(7)		業務区分	施設備品(傘立て、ゴミ箱、汚物入れ、ロープパーテーション、カラーコーン、除塵マット、雨天マット等)は、費用負担も含めて貴市(運営者)対応という理解でよろしいでしょうか。	運営に直接使用されることが想定される施設備品は本市(または運営者)が負担し調達します。
105	要求水準書 (案)	8					業務区分	運営業務のうち、駐車場管理運営業務の業務範囲について、本事業との連携等の観点から、具体的に実施する業務内容をお示しください。	催事開催に伴う、利用者の誘導等を想定しています。
106	要求水準書 (案)	9	I	2	(8)		本事業の実施に当たって遵守等すべき根拠法令等	「適用法令及び適用基準等は、施設整備、維持管理等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。」とありますが、入札時に公表されている版に比べ、基準や仕様が上がっている場合は、その分の差額は貴市がご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	法制度変更リスクに含まれます。ついては、実施方針添付書類リスク分担表を参照してください。詳細については、入札公告時にお示しします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
107	要求水準書 (案)	9	I	2	(8)	ア		法令	興行場法の記載がないですが、今回非該当とお考えでしょうか。(アクセスさっぽろは現状非該当と確認)	ご理解のとおりです。
108	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件	開発許可はどのようにお考えでしょうか。もし必要な場合、想定協議期間をご提示ください。	内容によるため、開発行為の手引き(札幌市都市局)を参照願います。
109	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件	補足に、「開発整備促進区は、適正な配置および規模の公共施設(道路に面した側道状の車路、歩道状空地、広場、歩行者用通路、敷地内に設ける車路、緩衝緑地など)の整備を図り」とありますが、提案審査書類提出時に考慮すべき側道状の車路が道路に面する長さ等、「道路に面した」を満たす条件についてご教示ください。	主に入庫待ち車両の待機列を受け止めることを想定した施設であるため、この目的が達せられる仕様になっていれば、「道路に面した」と考えます。 なお、例示した個々の施設の必要性については、提案内容によって変わる可能性があるため、例示した施設の全てを必須としているわけではないことを申し添えます。
110	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件 補足：用途地域及び地区計画の変更について	建築確認申請までに用途地域及び地区計画の変更を予定しているとの記載がありますが、具体的な変更スケジュールをご教示ください。また、上記変更スケジュールの遅延等が原因となって計画した着工日までに確認申請が下りない場合は協議可能と考えて宜しいでしょうか。	令和6年度秋頃の都市計画審議会の議を経て、令和6年度末までの変更を予定しております。ご質問の状況となった場合には協議可能です。関連して実施方針と要求水準書案を修正します。
111	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件	「建築確認申請までに都市計画の変更を予定している」とありますが、都市計画変更の手続きが遅延し、建築確認が遅延した場合のリスクは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	原因者が負担します。
112	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件	【補足；用途地域及び地区計画の変更について】文中に用途地域を第二種住居地域へ変更とありますが、日影規制は4-2.5h/4.0mと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件	明確な敷地ラインをご教示お願い致します。CAD図をいただけないでしょうか。	新設道路部分のCAD図を提供します。希望する場合は当課までご連絡ください。
114	要求水準書 (案)	13	II	1				敷地条件	緑化率について、風致地区緑化率30%以上が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
115	要求水準書 (案)	14	II	2	(1)		施設内容	冬期の堆雪スペースに関して、屋外展示場/臨時駐車場/自転車及びバイク駐車場の場所のみ記載がありますが、来場者駐車場及び搬出入トラックの台数確保が可能であれば、堆雪スペースは任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
116	要求水準書 (案)	14	II	2	(1)		施設内容	付帯施設の一般駐車場の項目で「立体駐車場とすることも可能」とありますが、立体駐車場の駐車マスのサイズに指定はありますでしょうか。	立体駐車場の駐車マスについても、幅2.5m以上、奥行き5m以上を満たしてください。	
117	要求水準書 (案)	14	II	2	(1)		屋外展示場	1000㎡以上との与件があり、p20Ⅲ章1節(12)ウの屋外展示場では「展示ホールと一体的な利用が可能」とございます。屋外展示場の整備イメージ（一体or分散、主一体利用はホールA-Dなど）があればご教示頂けますでしょうか。	屋外展示場は一体（一つのまとまり）として整備を想定しています。「展示ホールと一体的な催事の開催にも配慮」は、屋内の展示ホールのいずれか一つの区画と円滑な往来が可能なことを想定しています。その他の想定は特段ありません。	
118	要求水準書 (案)	14	II	2	(1)		臨時駐車場	屋外展示場来場者駐車場が「一般駐車場（車いす専用駐車場、職員専用駐車スペースを含む）」と「臨時駐車場」に分かれています。臨時駐車場の主な利用者想定があればご教示ください。	一般利用者の利用を想定しています。	
119	要求水準書 (案)	14	II	2	(1)		大型車駐車場	大型駐車場のうち「バス：若干台」とありますが、バスの駐車場ではなく、車寄せ等に対するバスの停留スペースを設ければよいとの理解で宜しいでしょうか。	停留スペースではなくバス用の駐車スペースを確保してください。	
120	要求水準書 (案)	14	II	2	(1)		施設内容	会議室の要求面積は机椅子の収納を含めた面積と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
121	要求水準書 (案)	15	II	2	(2)	ア	周辺インフラ整備状況	敷地境界ラインと新設道路の位置関係を明示ください。あわせて、新設道路の認定時期及び新設道路による開発許可がある場合は市側で対応との考え方で問題ないでしょうか。	前段については新設道路部分のCAD図を提供します。希望する場合は当課までご連絡ください。後段については建築確認申請までに認定道路とする予定です。また、新設道路は開発行為に該当しません。	
122	要求水準書 (案)	15	II	2	(2)	ウ	(3)	土壌汚染状況	「土壌汚染のある土地利用履歴は把握していない」とありますが調査命令が発出された場合の調査費又は調査により汚染土壌が認められた場合の対策費は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
123	要求水準書 (案)	15	II	2	(2)		上下水道	敷地西側の整備予定道路には事業者提案により敷地直近まで上下水道本管が敷設可能と考えてよろしいでしょうか。また敷設する場合の負担金は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	敷設可能かは施設管理者との協議となります。事業者提案で敷設する場合、負担金は事業者負担です。
124	要求水準書 (案)	15	II	2	(3)		土壌汚染状況	当該敷地に土壌汚染があると判明した場合、土壌汚染を解消するための費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等で事前に合理的に想定できない範囲においてご理解のとおりです。
125	要求水準書 (案)	15	II	2	(4)		地盤状況	別紙6に記載の高さと別紙4の道路高さとの関係性をご教示ください。	別紙6に記載の高さは、近接する街区三角点のジオイド高を基準としており、参考値です。また、別紙4の道路高さについては、一等水準点を基準としています。
126	要求水準書 (案)	15	II	2		-	開発行為	計画敷地にて、建設工事に掛かる際に開発行為の対象となることが予想されます。(敷地が1000m ² 以上であり、切土盛土をする面積が500m ² を超える) 建設工事を進めるに当たり、どのような措置が必要になるかをご教示ください。	開発行為の手引き(札幌市都市局)を参照願います。
127	要求水準書 (案)	15					その他インフラ	電気、通信等のインフラ設備に関しても「整備予定道路」に整備されると考えますが、敷地内への引き込みは可能でしょうか。	インフラ整備の予定については不明です。
128	要求水準書 (案)	15					その他インフラ	また、電気、通信等のインフラ設備に関する整備予定のインフラ状況をご教示ください。	インフラ整備の予定については不明です。
129	要求水準書 (案)	16	III	1	(1)	①	基本方針	多数の観客が一斉に入退場する催事は想定していないとのことですが、各種設備(給排水や空調)についての設定も多数の利用者が密集するような想定はしなくてもよいということでしょうか。	建物内においては、利用が集中することも想定のうち、各種設備についてご提案ください
130	要求水準書 (案)	16	III	1	(1)	③	交通環境	「周辺への悪影響(特に交通環境)を抑制し、・・・計画とすること」がありますが、交通環境、特にイベント等の来場者車両による周辺への渋滞が発生した場合は、施設設計、維持管理において抑制することはできないと考えられるため、抑制の責任は運営側にあると考えて良いでしょうか。	最大限交通環境への影響を抑制可能な施設計画を提案してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
131	要求水準書 (案)	16	Ⅲ	1	(2)	②		外観計画	周辺環境との調和について、特に重視すべき事業敷地周辺における将来計画等があればお示しください。	現時点で明確となっている特定の将来計画はありません。
132	要求水準書 (案)	16	Ⅲ	1	(2)			外観計画	①について「外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮」とありますが、構造躯体が何らかの仕上におおわれていることを求めているのでしょうか。鉄筋コンクリートの打放しや鉄骨に塗装を施す程度でも、要求水準を満足すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構造躯体保護の観点から適切な仕上げについてご提案ください。
133	要求水準書 (案)	16	Ⅲ	1	(4)	ア	①	本施設へのアクセス	「来場者用の駐車場出入口は北野通と新設道路に最低1箇所ずつ設けること」とありますが、現在北野通には中央バスの月寒東3条11丁目停留所があります。共用開始後には入庫車両の滞留等も踏まえて、既存の停留所の位置が変更される可能性はありますでしょうか。	可能性の有無については、バス事業者と協議してください。
134	要求水準書 (案)	16	Ⅲ	1	(4)	イ	②	建物動線	VIPとは具体的にどのような方を想定されているかご教示ください。	来賓（各省庁の大臣や首長等）、企業の社長や役員等、ゲスト（芸能人等）等を想定しています。
135	要求水準書 (案)	16	Ⅲ	1	(4)			本敷設へのアクセス	⑤について「構内に搬出入車両の待機スペースを確保」とありますが、これはP14に記載の搬出入トラック台数20台程度が確保されていれば要求水準を満たすと考えてよいでしょうか。	搬出入トラック用の駐車スペースとは別に搬出入車両の待機スペースを確保してください。
136	要求水準書 (案)	17	Ⅲ	1	(5)	②		平面計画	防災センターは、維持管理業務従事者以外の利用を想定していますでしょうか。想定している場合はその人数を教えてください。	防災センターは、維持管理業務従事者以外の利用は想定していません。
137	要求水準書 (案)	19	Ⅲ	1	(10)	③		太陽光発電設備	「100kW以上の太陽光発電設備」を設置するよう求められていますが、自家消費前提なのか買電など外出する運用をしても良いかご教示ください。	事業内で設置した太陽光発電設備による発電電力については、自家消費が原則となります。また、余剰電力が発生した場合、外出しは可能ですが、その所有権は市にあります。ただし、任意事業により設置した太陽光発電設備は除きます。
138	要求水準書 (案)	19	Ⅲ	1	(8)	⑤		防災計画	ハザードマップについて、内水氾濫の範囲が過去浸水の箇所との記載があります。このレベルについて、道路レベルとの相対関係をご教示ください。	詳細なレベルは不明です。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
139	要求水準書 (案)	19	Ⅲ	1	(8)	⑤		防災計画	洪水ハザードマップでは過去に内水による浸水実績があるとの記載がございますが、他に懸念される水害があればお示しください。	特にありません。
140	要求水準書 (案)	19	Ⅲ	1	(8)	⑥		防災計画	「札幌市避難場所基本計画」の指定避難所(基幹)に指定されても対応可能な施設の提案とすること。とありますが、同指定を受けるには受水槽が必要になりそうです。今後協議により直結式給水が可能だとしても受水槽を設置する必要があると考えてよろしいでしょうか。	水道インフラや、施設規模より、受水タンク(受水槽)の設置が必要と想定しております。
141	要求水準書 (案)	19	Ⅲ	1	(8)	⑦		防災計画	「AEDの適正配置に関するガイドライン」(一財 日本救急医療財団)等に準拠した適切な機器を設置すること。」とありますが、AEDは維持管理業務に必要なとなる什器備品ではないため、調達及び管理は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	AEDは事業者にて設置・維持管理してください。
142	要求水準書 (案)	20	Ⅲ	1	(12)	イ	②	ごみ置き場	1箇所あたり30㎡以上を確保することとありますが、段ボール専用のスペース及び運営者・事業者用のスペースも同等の広さは必要でしょうか。	段ボール専用のスペース及び運営者・事業者用のスペースも1箇所あたり30㎡以上を確保してください。
143	要求水準書 (案)	20	Ⅲ	1	(12)	イ		ごみ置き場	ごみ置き場の項目が(12)外構計画の項目に記載されておりますが、外構に面していれば、展示場建物内に設置してもよろしいでしょうか。	ごみ置き場は外構に面した形として展示場建物内に配置することも可能です。
144	要求水準書 (案)	20	Ⅲ	1	(12)	イ		ごみ置き場	本施設の「産業廃棄物排出事業者」は「運営者」、展示会の開催時に発生した廃棄物の「産業廃棄物排出事業者」は「展示会主催者」との理解でよろしいでしょうか。	本施設の「産業廃棄物排出事業者」は「事業者」です。展示会の開催時に発生した廃棄物のご理解のとおりです。
145	要求水準書 (案)	20	Ⅲ	1	(12)	ウ	④	屋外展示場	展示ホールと一体的な催事の開催とありますがエントランスホールを介して動線が接続すると解釈してよいかご教示ください。	展示ホールと屋外展示場を同時に利用する催事の内容を想定し、適切な動線をご提案ください。
146	要求水準書 (案)	21	Ⅲ	1	(12)	エ	④	駐車場	「防犯カメラを必要な箇所に設置すること。」とありますが、防犯カメラの映像監視は、警備業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
147	要求水準書 (案)	21	Ⅲ	1	(12)	カ	③	荷捌き関連スペース	給排水設備について、どのようにご活用するかをご教示ください。	主催者または出展者が展示物を洗浄、清掃することを目的としています。
148	要求水準書 (案)	21	Ⅲ	1	(12)	カ		荷捌き関連スペース	⑤について「搬出入車両（11tクラスの車両も含む）」とありますが、これは、中型免許で運転できる総重量11トン未満の車両と考えてよろしいでしょうか。	車両総重量が11t以上の大型自動車です。
149	要求水準書 (案)	21	Ⅲ	1	(12)	ク	⑥	ロードヒーティング等	「施設出入口や構内通路、・・・は、ロードヒーティング等の凍結防止策を行うこと」とありますが、この構内通路は一般車両が通行する車路の全てではなく、あくまでも主要な車路するものであり、駐車マス前の車路までは含まないと考えて良いのでしょうか。車路の中でも一定程度の勾配がある部分のみロードヒーティングを行う考えでもよろしいでしょうか。また、ロードヒーティング等の凍結防止策は、融雪剤を散布すること、滑り止め砂利を散布することも含まれると考えると良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、都市計画関連施設のうち歩行者や車両の動線となる部分で一定の勾配がある場合は凍結防止策が必要です。
150	要求水準書 (案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	⑦オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催が決定した～の下段表中に、「建物周囲に設ける 10m幅通行スペース；屋外」とありますが、隣棟間に10m幅通行スペースが確保されていれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書 (案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	⑦オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催が決定した～の下段表中に、「建物周囲に設ける 10m幅通行スペース；屋外」とありますが、隣地境界線と本棟（約25,000㎡）及び隣地境界線と仮設棟（約10,000㎡）の間にもそれぞれ10m幅通行スペースが必要になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	⑦オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催が決定した～の下段表中に、「建物周囲に設ける 10m幅通行スペース；屋外」とありますが、設ける10m幅通行スペース内に緑地を含んでも良いと考えてよろしいでしょうか。	可能な限り緑地等を含めず10m幅を確保してください。詳細は招致決定後の協議によります。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
153	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	上記、10m幅通行スペース内に緑地を含んでも良い場合、樹種等の制限はありますでしょうか。	可能な限り緑地等を含めず10m幅を確保してください。詳細は招致決定後の協議によります。
154	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	建物周囲に設ける10m幅通行スペースについて、通常時は駐車スペースや樹木を含む緑地などの設置が可能であると考えてよろしいでしょうか。	可能な限り駐車スペースや緑地等を含めず10m幅を確保してください。詳細は招致決定後の協議によります。
155	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	仮設対応想定 of 建築面積10,000㎡の周囲にも仮設で10m幅通行スペースが必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	展示場転用想定(全館貸切) 25,000㎡は本体事業であり任意事業は含まれていないと思われませんが、任意事業部分はIBC対応対象となるかご教示ください。	任意事業部分も含めIBCへの貸付対象となります。
157	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	IBC	仮設対応想定施設の建築面積が約10,000㎡とありますが、2棟分割した際のそれぞれの建築面積の条件などはありますでしょうか。	条件はありません。
158	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	オリンピック・パラリンピック招致の際の対応	オリンピック・パラリンピック招致対応として、周囲に10m巾通行スペースと記載がありますが、道路境界側は敷地外の道路も含めて考えてよろしいでしょうか。また、10m通路は計画の新設建物の周囲だけでなく、仮設建物からも必要でしょうか。	建物周囲に設ける10m幅通路スペースに敷地外の道路を含めることはできません。また、仮設建物周囲においても敷地外の道路を含めることなく10m幅通路スペースは必要となります。
159	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(12)	ク	⑦	その他	仮設対応想定 of 部分に埋設する各種配管、配線類、水槽等の計画については、提案時に事業者にて想定する事が困難であるため、事業者決定後に協議としていただけないでしょうか。	協議となります。
160	要求水準書(案)	22	Ⅲ	1	(13)			サイン計画	施設名称の決定はいつ頃になりますでしょうか。	令和6年度中に決定する予定です。
161	要求水準書(案)	23	Ⅲ	2	(1)			各諸室の要求水準(1)共通事項	「各諸室は非接触型の鍵等による入退出を行えるようにすること」とありますが、対象諸室は事業者提案でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
162	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(13)	2	エ	備蓄スペース	「②避難場所の滞在スペース（会議室を想定）」とありますが、会議室は大会議室、会議室1、会議室2のいずれでしょうか。	大会議室、会議室1、会議室2のどの室を滞在スペースとするかは提案によります。
163	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(13)	2	エ	備蓄スペース	上記、全てを想定する場合、階が分かれる場合はそれぞれの階に備蓄スペースが必要でしょうか。	滞在スペースの設置階が分かれる場合の備蓄スペース位置は提案によります。
164	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(2)		エ	備蓄スペース	「重量棚を設置すること」とありますが、重量棚は建築的に造り付けで製作することとの理解でよろしいでしょうか。什器として設置可能な場合は維持管理業務に必要なとなる什器備品ではないため、調達及び管理は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	設置方法は提案に委ねます。各諸室の要求水準として求めている内容のため、設置方法によらず事業者が調達及び管理を実施します。
165	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(3)	エ	①	備蓄スペース	「避難所として利用する際に、必要な備蓄品等を収納できる十分なスペース（計30㎡以上）を確保すること」とありますが、備蓄品の調達・管理は市又は運営者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	市が調達・管理します
166	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(3)	エ	①	備蓄スペース	備蓄品は運営者が準備するとの理解でよろしいでしょうか。	市が調達・管理します
167	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(3)	エ	③	重量棚	設置する品目及び数量をご教示ください。	札幌市HPの災害用備蓄物資ページ内の備蓄物資配置数（基幹避難所1か所あたり） (https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/to rikumi/saigaibitiku/documents/r5busshihaic hi.pdf) を参照ください。
168	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(3)	エ		備蓄スペース	備蓄品の調達・管理・更新については、費用負担も含めて貴市にて対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(3)	エ		備蓄スペース	具体的な物品リスト等があればご開示下さい。	札幌市HPの災害用備蓄物資ページ内の備蓄物資配置数（基幹避難所1か所あたり） (https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/to rikumi/saigaibitiku/documents/r5busshihaic hi.pdf) を参照ください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
170	要求水準書 (案)	23	Ⅲ	2	(3)	エ	備蓄スペース	備蓄品の想定をお示しください。	札幌市HPの災害用備蓄物資ページ内の備蓄物資配置数（基幹避難所1か所あたり） (https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/to rikumi/saigaibitiku/documents/r5busshihaic hi.pdf)を参照ください。	
171	要求水準書 (案)	24	Ⅲ	2	(13)	2	キ	廊下	「③有効幅員は2.0m以上を標準～ベンチを50m間隔程度で配置すること。」とありますが、こちらは施設利用者動線上の廊下で、施設職員専用の廊下には適用されないと考えてよろしいでしょうか。	職員や関係者にも、車いす利用者や体が不自由な方がいることが十分に考えられるため、有効幅員の確保は必要と考えます。
172	要求水準書 (案)	24	Ⅲ	2	(3)	キ	③	廊下	「有効幅員は2.0m以上を標準とし、快適に移動できる幅員を確保すること。また、休憩用ベンチを50m間隔程度で設置すること。」とありますが、ベンチは建築的に造り付けで製作するとの理解でよろしいでしょうか。それとも移動可能な什器として設置することでもよろしいでしょうか。その場合、当該ベンチは、維持管理業務に必要となる什器備品ではないため、調達及び管理は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	固定式と移動式のどちらでも問題ありませんが、事業期間中は常設し、事業者において設置及び維持管理をしていただきます。
173	要求水準書 (案)	24	Ⅲ	2	(3)	キ	③	廊下	有効幅員は2.0m以上を標準とありますが、関係者しか利用しない廊下についてはこれに寄らないと考えて宜しいでしょうか。	職員や関係者にも、車いす利用者や体が不自由な方がいることが十分に考えられるため、有効幅員の確保は必要と考えます。
174	要求水準書 (案)	24	Ⅲ	2	(3)	キ	③	廊下	休憩用ベンチの配置については、50m間隔程度ではなく、事業者提案によるとしていただけないでしょうか	基本的に50m間隔程度での設置としますが、本要求水準の意図を勘案し、事業者提案による代替案を示すことは問題ありません。
175	要求水準書 (案)	25	Ⅲ	3	(1)	④	エキスパンションジョイント	「構造計画上、複雑な形状となる場合は、適切にエキスパンションジョイントを設けること」とありますが、エキスパンションジョイントを設けることによって構造上不合理性があると判断し、構造適合性判定によっても合理的であると判定された場合は、必ずしもエキスパンションジョイントは設けなくても良いと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。	

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
176	要求水準書 (案)	26	Ⅲ	4	(3)	③	コンセント設備	市や運営者の責においてコンセントの増設や位置変更を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	引渡し後においてはご理解のとおりです。
177	要求水準書 (案)	26	Ⅲ	4	(4)	②	幹線・動力設備	「将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。」とありますが、どの程度の増設を想定していますでしょうか。	具体的な想定はありません。事業者にて適切に想定したうえで提案してください。
178	要求水準書 (案)	26	Ⅲ	4	(4)		幹線・動力設備	「ゾーン」を具体的に規定するものはあるかご教示ください。	具体的な規定はありませんが、平面計画等を踏まえ、合理的・効率的で維持管理運営が容易に行えるようにしていただくことを想定しています。
179	要求水準書 (案)	26	Ⅲ	4	(5)	⑬	受変電回路	市や運営者の責において回路の増設を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	引渡し後においてはご理解のとおりです。
180	要求水準書 (案)	27	Ⅲ	4	(5)	①	2回線受電方式	敷地近傍に異系統の2回線が無い場合の引き込み負担金は、市の負担と考えて良いでしょうか。	異系統が無い場合の引き込みについては事業費に含みます。市としては南札幌変電所、月寒変電所の2か所からの引き込みが可能という認識です。
181	要求水準書 (案)	27	Ⅲ	4	(7)	エ	非常用発電機	非常用発電機が稼働した場合の燃料の補充は下記のとおり理解でよろしいでしょうか。 ・災害発生時に運転した場合 ⇒ 貴市負担 ・保守点検時にて運転した場合 ⇒ 事業者負担	非常用発電機の設置は任意ですが、設置した場合、原則として燃料の補充は事業者負担となります。災害発生時の対応は実施方針添付書類リスク分担表「不可抗力リスク」を基にリスク分担を検討することを想定しています。
182	要求水準書 (案)	27	Ⅲ	4	(7)	ク	④ 非常用電源設備	災害時停電に施設の機能を維持する時間は、事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。また、「施設の機能を維持」について維持が必要な機能を具体的にお示しください。	BCPとして災害停電時に施設内の来場者・主催者が関係各所へ連絡・施設より退避する時間を考え、施設全域で最低1時間、それ以降は近隣住民の避難所として会議室およびその周辺のみ機能維持となり、維持時間はご提案によります。機能については、要求水準書(案)27頁4(7)項番⑧、⑨に記載している機能となります。
183	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	①	情報通信設備	「展示会等の参加者が同時にアクセスしても支障がないよう適切な容量を確保すること」とありますが、設置者の責によらない通信環境等に障害が発生し、参加者に損害を与えた場合の責は、設置者に無いと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
184	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(10)	①	構内交換設備	『各諸室の内線電話や臨時電話回線を管理する構内電話交換設備を設置すること』とあります。臨時電話回線端子盤二次側配線及び臨時電話機は別途展示場利用者工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(10)	③	電話機	市や運営者の責において電話機の増設や位置変更を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(10)	③	構内交換設備	「市や運営者の責において増設や設置位置の変更を行う際には」とありますが、増設や変更の費用及びその後の維持管理費は責を持つ貴市または運営者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、同様な表現の他の項目においても同様な考え方でよろしいでしょうか。	引渡し後においてはご理解のとおりです。同様な表現の他の項目も、同じ考え方です。
187	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	①	情報通信設備	『原則として施設内の利用者が使用するスペースで5Gの通信環境やFreeWifiが利用できるようにアンテナを設置すること』とありますが、展示会ごとに来場者の需要予測を踏まえて必要な設備を整備すべきものであることから、5G用アンテナはキャリア対応となり、運営側工事（施設の運営業務もしくは展示会主催事業者）と考えて宜しいでしょうか。	展示会での需要量を想定したうえで、適切な通信設備を事業者にて整備してください。
188	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	①	情報通信設備	「5Gの通信環境」とありますが、ローカル5Gではなく携帯電話回線網と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	②	情報通信設備	『携帯電話について全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと。』とありますが、アンテナはキャリア対応となり運営側工事と考えて宜しいでしょうか。	アンテナは事業者にて整備してください。
190	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	②	情報通信設備	『携帯電話について全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと。』とあります。全キャリアとはdocomo・ソフトバンク・auの3社と考えて宜しいでしょうか。	「全キャリア」の範囲は、本市として特に指定しません。提案に委ねます。関連して要求水準書を修正します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
191	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	②	情報通信設備	携帯電話については全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと。」とありますが、全キャリアとは、docomo、au、softbankとの理解でよろしいでしょうか。また、落札後にキャリアが増えた場合にそれに対応するための費用は別途いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、「全キャリア」の範囲は、本市として特に指定しません。提案に委ねます。関連して要求水準書を修正します。 後段について、当該項目の記載は施設整備段階での要求水準であり、施設整備業務着手までに存在する全キャリアのアンテナを設置してください。
192	要求水準書 (案)	28	Ⅲ	4	(9)	⑥	情報通信設備	「施設維持管理者用・運営者用・主催者用の3回線を設定すること」と記載ありますが、物理的に3回線用意する必要がありますでしょうか。VLAN等で切り分けることで対応することは可能でしょうか。	運営者・施設維持管理者用はVLANで切り分けることは可能ですが、主催者用は物理的に独立させてください。また、主催者が異なるイベントを同時に複数行う場合を考え、主催者ごとにVLANを設定できる仕様にしてください。VLANを使用する場合は、ネットワーク機器は転送能力やスイッチング容量に余裕のあるものを選定してください。
193	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(11)	②	情報表示設備	催事、利用状況等の情報を一体的に提供可能なデジタルサイネージを設置すること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。」とありますが、協議により提案した金額より増額となった場合は、増額分は貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(11)	②	デジタルサイネージ	デジタルサイネージについては最低1台整備し、それ以上は提案によるものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(11)	③	情報表示設備	「案内情報設備は、通常時はイベント情報を表示し、災害時においては避難誘導やテレビ映像の表示が可能となるよう、必要な設備工事を行うこと。」とありますが、NHK受信料は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	本市または運営者が負担する想定です。
196	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(11)	④	情報表示設備	「市や運営者の責において増設や設置位置の変更を行う際には」とありますが、増設や変更の費用及びその後の維持管理費は責を持つ貴市または運営者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
197	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(11)	④	情報表示設備	市や運営者の責において情報表示設備の増設や位置変更を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(12)	②	映像・音響設備	情報表示設備、放送設備、テレビ共同受信設備等とも連携すること。」とありますが、NHK受信料は貴市が負担することのことでよろしいでしょうか。	本市または運営者が負担する想定です。
199	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(12)	④	映像・音響設備	「市や運営者の責において増設や設置位置の変更を行う際には」とありますが、増設や変更の費用及びその後の維持管理費は責を持つ貴市または運営者が負担することの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(12)	④	映像・音響設備	市や運営者の責において設備の増設や位置変更を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(13)	④	放送設備	市や運営者の責において増設や設置位置の変更を行う際には」とありますが、増設や変更の費用及びその後の維持管理費は責を持つ貴市または運営者が負担することの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(13)	④	放送設備	市や運営者の責において放送設備の増設や位置変更を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(14)	②	防災設備	「防災センターに主防災監視装置を設置し」とありますが、副防災監視装置は運営者事務室への設置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(15)	①	機械警備設備	非常通報装置とはどのような用途に使用する装置と考えればよろしいでしょうか。(ホール等に非常押しボタンを設置しボタンを押すと防災センターに通報が行く設備とお考えでしょうか。)	ご理解のとおりです。設置場所については設計段階で協議とします。
205	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(15)	②	機械警備設備	「防災センターに主防災監視装置を設置し」とありますが、副防災監視装置は運営者事務室への設置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
206	要求水準書 (案)	29	Ⅲ	4	(15)	④	機械警備設備	運営者の責において増設した機器の調達・管理・更新については、費用負担も含めて貴市にて対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書 (案)	30	Ⅲ	4	(15)	④	機械警備設備	市や運営者の責において機器の増設や位置変更を行った際の費用は、市または運営者の負担と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	要求水準書 (案)	31	Ⅲ	5	(2)	①	昇降機設備	「うち1台は」との記載がありますが、エレベーターは複数台を設置するという前提で記載した文章でしょうか。	エレベーター台数は事業者の提案によります。
209	要求水準書 (案)	31	Ⅲ	5	(3)	⑤	空調設備	「個別制御が可能な空調システム」とあるが、各室内機ごとに年中冷暖房の切替が可能な冷暖同時機ではなく、各室外機ごとに季節によって冷暖房を切り替える冷暖切替機という認識で良いでしょうか。	空調システムの方式についてはご提案ください。
210	要求水準書 (案)	32	Ⅲ	5	(10)		ガス設備	敷地前面道路にはガス管の敷設がされていませんが、敷地外遠方よりガス管を引き込む負担金は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
211	要求水準書 (案)	33	Ⅲ	5	(12)	①	消火設備	「所轄消防署の指導に従い消火設備を設置すること」とありますが、市消防局本局との協議による消防法等の同意があり計画すると認識しておりますが、その解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書案に記載の通りです。
212	要求水準書 (案)	33	Ⅲ	5	(12)	②	消火設備	「消防の指導に応じて臨時の消火設備を設置できる計画とすること」とありますが、臨時の消火設備の種類、設置、消防との協議については運営者に責があると考えてよろしいでしょうか。事業者側に責がある場合、散水障害となる展示内容をご指示ください。	前段についてご理解のとおりです。
213	要求水準書 (案)	34	Ⅳ	2			事前調査等業務	「必要に応じて測量、～」とありますが、建物設計に必要な敷地測量、真北測量及びボーリング調査等は事業者側で行うのでしょうか。その場合、測量及び調査実施可能時期はいつになりますでしょうか。	必要な調査については事業者にて実施をお願いします。実施可能時期については、契約後を想定しております。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
214	要求水準書 (案)	34	IV	3			③	主任設計者	主任設計者の記載がございますが、主任設計者が設計業務の責任者ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	要求水準書 (案)	35	IV	3				設計及び関連業務	⑥について「双方の協議により、(中略)当該施設の設計変更を要求することができる。」とありますが、誰と誰の協議により、誰が、どの段階で設計変更を要求することを想定していますでしょうか。その場合の費用負担は市と考えるとよろしいでしょうか。	市と事業者の協議を想定しており、最長で工事竣工まで設計変更の可能性があるかと認識しています。費用負担は実施方針のリスク分担表のとおりです。
216	要求水準書 (案)	36	V	2	(2)	ア	②	近隣への説明を実施すること。	「近隣説明」に関する記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、発注者様(市)にも協力いただけませんかでしょうか。	近隣への調整については、協力致します。
217	要求水準書 (案)	39	V	3	(3)			引渡し業務	「事業者は、本市や運営者が行うオープニングセレモニーや内覧会などのために本市から協力を要請された場合には、誠実にこれに対応すること」とありますが、オープニングセレモニーや内覧会は引渡し後に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。また係る経費想定は別枠でしょうか。事業費であれば(竣工セレモニーは建設事業、内覧会は維持管理?)にて費用を見込むため参加人数規模をお教え願います。また安全祈願祭についても実施の有無、予算の考え方、参加人数規模をお教え願います。	オープニングセレモニーや内覧会は引渡し後に実施予定です。開催に係る経費は事業費には含みません。安全祈願祭の実施については、事業者に一任いたします。
218	要求水準書 (案)	40	V	4	①			開業前準備支援業務	「開館準備期間において」とありますが、開館準備期間をご教示ください。引渡し前の期間であるとの理解でよろしいでしょうか。引渡し後の期間の場合は、本施設の維持管理は維持管理業務にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	開館準備期間は引き渡し後、供用開始までの期間です。後段についてはご理解のとおりです。要求水準書案を修正します。
219	要求水準書 (案)	40	V	4	④			開業前準備支援業務	「各種設備の操作等について、運営者に対して技術研修を行うこと。また、設備の更新等を行った場合は、その時期にかかわらず速やかに手引き書を作成し研修の機会を設けること。」とありますが、引渡し後の更新は維持管理業務であるため、本項目を引渡し後に実施する場合は、維持管理業務で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書案を修正します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
220	要求水準書 (案)	40	V	4			①	開業前準備支援業務	「開館準備期間」は令和9年7月1日～令和9年8月31日という理解でよろしいでしょうか。	開館準備期間は引き渡し後、供用開始までの期間です。現段階での想定はご理解のとおりです。
221	要求水準書 (案)	40	V	4			①	開業前準備支援業務	「本施設の運営者が行う開業準備に対して協力すること」とありますが、貴市が想定する具体的な協力内容についてご教示ください。また、	施設設備の使い方の説明や催事開催時における清掃・警備体制の調整などを想定しています。
222	要求水準書 (案)	40	V	4				開業準備支援業務	開業前準備支援の期間は施設引渡し後の令和9年7月1日から供用開始前の令和9年8月30日迄との理解でよろしいでしょうか。	開館準備期間は引き渡し後、供用開始までの期間です。なお、現段階での想定は、令和9年8月31日までです。
223	要求水準書 (案)	42	VII	1	(1)			業務の目的	「「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及びその他必要な関連法令等に準拠し」とありますが、あくまでも参考であり、要求水準を満たしたていれば事業者の創意工夫・ノウハウに基づいた業務を遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。	本市との協議により、各種基準・指針等と同等以上と本市が認める内容であれば差し支えありません。
224	要求水準書 (案)	42	VII	1	(3)			業務期間	「業務期間は本施設の引渡し日の翌日より、事業期間終了までとする。」とありますが、引渡し期限の令和9年6月30日より引渡し日が早まった場合は、維持管理業務の開始時期も前倒しになるとの理解でよろしいでしょうか。前倒しになる場合、費用は増額されるという理解でよろしいでしょうか。	原則として、事業者都合による前倒しの場合は、事業者が費用負担し、市都合の前倒しの場合は、市が費用負担します。
225	要求水準書 (案)	42	VII	1	(4)			業務実施に当たっての考え方	「⑦ 耐久設計に基づく構造体の耐久性能を維持すること。」とありますが、これは一般的に設計業務で行うものと思料します。維持管理業務で求める場合、市が想定している具体例についてご教示ください。	要求耐用年数の期間内において計画的な維持保全を行うことを前提とし、劣化現象が著しくなる前に補修・改修を行うことを想定しています。(特に凍害環境地域としての配慮も必要)
226	要求水準書 (案)	43	VII	2	(2)			維持管理業務報告書	報告書は電子データ(PDF形式等)で、提出及び保管するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)		ア	業務責任者	維持管理業務責任者は、維持管理期間中は本施設内に常駐するものとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務責任者は、専任していただく必要がありますが、常駐の必要はありません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
228	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)	ウ	維持管理員	維持管理員は施設への常駐は不要で、事業者として緊急対応可能な体制を構築すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)	ウ	維持管理員	運営事業者からの「通報」に関して、どのような事案に対して通報があるのでしょうか。既存施設（アクセスサッポロ）でも同様の対応がなされている場合、通報する事象、頻度（月●回程度）、時間帯等についてご教示ください。	建物の損傷、機械・設備の不具合や故障、急病人や災害時の初期対応、が想定されます。既存施設では、通報の頻度としては月1回～2回程度、施設利用者がいる時間帯に通報することが多いです。
230	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)	ウ	維持管理員	運営事業者からの外部への「通報」ということは、24時間常駐する警備員では対応が出来ない、例えば設備機器異常等の対応という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)	ウ	維持管理員	「施設運営者等からの通報があった際には、迅速に対応可能な体制を24時間体制で構築すること。」とありますが、維持管理企業の24時間サポートセンターなどで対応できればよろしいでしょうか。	通報があった場合には、現場で迅速に対応可能な体制を構築してください。
232	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)		業務体制	維持管理の警備業務と清掃業務の人数は大型催事が開催される日には、増員が必要であると予測します。増員が必要となった場合の費用は、貴市がご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務において、催事内容に応じた増員等をしていただくことは想定していません。
233	要求水準書 (案)	44	VII	2	(4)		業務体制	必要な資格を有していれば、業務責任者は業務担当者を兼務できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書 (案)	45	VII	2	(5)		開館時間	開館時間について、午前9時～午後9時までとありますが、開館時間外においては搬出入・設営等の実施も行わないとの理解でよろしいでしょうか。	催事準備に伴う搬出入・設営等は開館時間外にも実施することを想定しています。
235	要求水準書 (案)	45	VII	2	(8)	ア	事業期間終了時の要求水準	建物劣化調査報告書の内容で「総合調整測定表」を含むとありますが、具体的内容についてご教示ください。本資料は、事業期間内における修繕・更新を実施したことで総合調整測定を行った場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	正しくは「総合試運転調整測定表」のため、要求水準書案を修正します。修繕・更新を実施した際に総合試運転調整を行い測定結果を提出していただきます。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
236	要求水準書 (案)	45	VII	2	(8)	ア	事業期間終了時の要求水準	建物劣化調査報告書の内容で「許認可書類写し」「建築平面図・立面図・断面図」等を含みますが、詳細についてご教示ください。本資料は、事業期間内における修繕・更新を実施したことで許認可書類を提出した場合、また、平面図・立面図・断面図に大きく変更が生じた場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	要求水準書 (案)	45	VII	2	(8)	ア	事業期間終了時の要求水準	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する」とありますが、例えば非常照明等の蓄電池等の消耗品等についても、災害発生時に当該設備としての機能を発揮できる状態であれば「経年による劣化」として許容されとの理解でよろしいでしょうか。	周期的な修繕交換がなされており、機能を発揮できる状態であることが保証されていれば問題ありません。
238	要求水準書 (案)	45	VII	2	(8)	イ	業務の引継	「本市への業務の引継は、事業期間内に行うものとする。」とありますが、いつ頃から引継ぎ開始を想定していますでしょうか。	事業期間終了日の1年前からを想定しています。
239	要求水準書 (案)	47	VII	2	(10)	ア	消耗品の負担	消耗品について、傘袋、汚物入れ袋は含まれますでしょうか。	傘袋、汚物入れ袋は消耗品に含みます。
240	要求水準書 (案)	47	VII	2	(10)	ア	消耗品の負担	「維持管理業務のために」とありますが、展示会開催時の来場者の変動により使用量が変動するため、運営者や施設利用者が使用するトイレットペーパーや水石鹼等の衛生消耗品は運営者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	トイレットペーパーや水石鹼等の衛生消耗品は維持管理業務として実施する消耗品の負担に含みます。
241	要求水準書 (案)	47	VII	2	(10)	イ	その他全般事項	任意事業の実施時に係る光熱水通信費は、事業者負担とありますが、会議室等を使用した任意事業の利用時には共用部含めた実費負担となることが予想されます。具体的な方策は提案によって考えて宜しいでしょうか。	会議室等を使用した任意事業に係る負担は、所定の利用料を負担いただく想定です。
242	要求水準書 (案)	47	VII	2	(9)	オ	④ 災害事後対応	本施設の防災拠点としての利用に伴い、追加的に発生する費用は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
243	要求水準書 (案)	48	VII	3	(1)	エ		催事等開催終了後における現状復帰の確認業務	催事等の使用終了後とは搬出作業も全て終了後を想定していますでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書 (案)	50	VII	4	(2)	ア	⑦	運転・監視	「運転監視を行う電気責任者及び機械責任者は関係法令に基づき必要な資格免許を有すること。」とありますが、必要資格を有していれば電気と機械責任者を兼務することは可能でしょうか。 また、責任者が不在とする場合は代務者により対応することは可能でしょうか。	法令の範囲内でご理解のとおりです。
245	要求水準書 (案)	50	VII	4	(2)	ウ	③	建築設備保守管理業務	「主要な設備でメーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とする」とありますが、他社での定期点検が困難かどうかの判断は事業者任せられるという理解でよろしいでしょうか。想定されている設備等が具体的にあれば例示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。想定している設備はありません。
246	要求水準書 (案)	52	VII	5	(2)		⑦	外構施設維持管理業務	本事業に駐車場管理運営業務が含まれないことから、駐車場のアスファルトの補修やラインの引き直しについて、万が一想定外の用途による使用が発生しても補修が必要となった原因等の把握が難しいため、運営者の負担としていただけないでしょうか。	駐車場のアスファルトの補修やラインの引き直しは事業者の負担となります。
247	要求水準書 (案)	53	VII	6	(2)		④	植栽管理業務	「隣接地管理者」とありますが、主に協議・調整が必要な管理者についてご教示ください。	特定の管理者を指すものではなく、作業にあたっての一般的な注意事項として記載しているものです。
248	要求水準書 (案)	53	VII	7	(1)			業務の内容	「建築物環境衛生管理技術者を選任」とありますが、「選任」とは非常駐も可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	要求水準書 (案)	53	VII	7	(2)		④	環境衛生管理業務	「ごみ処理を適切に実施すること」とありますが、展示会開催時の展示ホール内のゴミや会議室使用時の会議室内のゴミの処理（回収、ゴミ庫への運搬等）は、主催者が行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
250	要求水準書 (案)	53	VII	7	(2)	④	環境衛生管理業務	「ごみ処理を適切に実施すること」とありますが、本施設外のゴミ処理施設への運搬費用及び処分費用は、貴市または運営者の負担であるという認識でよろしいでしょうか。	業務ごとに負担者は異なります。事業者の業務で発生した廃棄物の処分費用は事業者にて負担してください。
251	要求水準書 (案)	53	VII	8	(2)		除雪業務 要求水準書 (案)	積雪が10cmに至った場合または10cmに至る予測がなされる場合において、今後24時間以内での積雪など明確な基準は策定されるのか、また基準があればご教示ください。	現地の積雪深が10cmに至った場合、また、開業前に現地の積雪深が10cmに至る予測がなされる場合に実施を要求する基準となります。
252	要求水準書 (案)	54	VII	9	(1)		業務の内容	本事業における修繕業務の対象業務には、経常修繕、計画修繕が含まれるという理解でよろしいでしょうか。貴市が実施を想定されている修繕業務があればご教示ください。	前段について、事業期間中に発生するすべての修繕を想定しています。後段について想定はありません。
253	要求水準書 (案)	54	VII	9	(1)		業務の内容	「設備更新、施設修繕等」とは、どのような工事を想定されているかご教示ください。	要求水準を満たすために必要となる設備更新、施設修繕等を想定しています。
254	要求水準書 (案)	54	VII	9	(1)		業務の内容	「修繕業務の対象は、本事業で整備する建築物・外構施設・建築設備・設備備品とする。」とありますが、駐車場管理運営業務は運営者の区分となっておりますが、駐車場に関する修繕も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	駐車場に関する修繕は事業者が実施する維持管理業務に含まれます。
255	要求水準書 (案)	54	VII	9	(3)	イ	修繕の実施	大規模修繕は、本事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に本施設が正常に機能するために修繕の必要が発生した場合は規模にかかわらず本事業の対象となります。
256	要求水準書 (案)	54	VII	9	(3)	イ	修繕の実施	設備機器が陳腐化等により機器の交換が必要になった場合は市との協議のという理解でよろしいでしょうか。	設備機器が陳腐化等により本施設が正常に機能を発揮できない場合は事業者の負担で設備機器の更新を行っていただきます。
257	要求水準書 (案)	54	VII	9			修繕業務	業務範囲として大規模修繕は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。万が一、適切な修繕・更新を実施していたにも関わらず、事業期間内で大規模修繕をする必要が生じた場合は、費用負担も含めて貴市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に本施設が正常に機能するために修繕の必要が発生した場合は規模にかかわらず本事業の対象となります。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
258	要求水準書 (案)	55	VII	10	(1)			清掃業務	「屋上を含む全館及び敷地内」とありますが、展示ホール部分の床について、催事後の清掃（原状復帰）については、運営者もしくは主催者が費用負担も含めて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書を修正します。
259	要求水準書 (案)	55	VII	11	(2)	ア		警備業務	「365日、24時間体制で有人警備を行うこと」とありますが、24時間1ポストもしくは24時間1名（休憩や仮眠あり）どちらでしょうか。	24時間1名の想定です。
260	要求水準書 (案)	55	VII	11	(2)	ア		警備業務	「防火管理者を設置し」とありますが、本施設の防火管理者の選任を事業者を求めるということでしょうか。主催者が設置する臨時消火設備のやりとり等含めて、主催者との窓口となる運営者に選任頂いた方がよろしいかと考えます。	消火設備の点検や火災発生時の初期対応等は事業者の業務であることから、事業者が防火管理者の選任を求めます。催事開催時については、運営者と協議のうえ、体制等を整えてください。
261	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	イ		警備業務（定位置業務）	定位置業務とありますが、定位置とはどこの場所を指すのでしょうか。また、常に警備員1名が当該場所に居る必要があるのでしょうか。	前段については提案に委ねます。後段については、巡回や仮眠など正当な理由がある離席を除いてご理解のとおりです。
262	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	イ		定位置業務	位置は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	ウ	④	警備業務 巡回業務	エントランス周辺の交通整理について、具体的な基準は策定されるのか、また年間想定があればご教示ください。	具体的な基準はありません。関連して、要求水準書を修正します。
264	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	ウ	④⑤	巡回業務	「エントランス周辺の交通整理（大型バスの乗入れ時の対応・整理）を行うこと。」「館内で大型の催事が開催される場合には、来館者整理の補助を行うこと。」とありますが、催事に伴う警備員の増加は運営者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。関連して、要求水準書を修正します。
265	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	ウ	⑤	警備業務 巡回業務	来館者整理の補助について、具体的な基準は策定されるのか、また年間想定があればご教示ください。	具体的な基準はありません。事業者にて想定のうえ、適切な内容を提案してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
266	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	ウ	警備業務(巡回業務)	「エントランス周辺の交通整理(大型バスの乗入れ時の対応・整理)を行うこと」とありますが、大型バスの乗入れの頻度(月●回程度、一日●台が●回程度等)をご教示ください。	現時点で具体的な想定はありません。
267	要求水準書 (案)	56	VII	11	(2)	ウ	警備業務(巡回業務)	「来館者整理の補助」については、常駐する有人警備員が対応可能な範囲で補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人を担う者の実績要件などはなく、参加資格の申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	実績要件はありません。SPC運営管理等業務を委託する場合には、札幌市競争入札参加者名簿への登録が必要になります。詳細は入札公告時にお示しします。
269	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人の本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人は他の業務の業務責任者と兼務することは可能でしょうか。	可能です。
271	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)			総括代理人は本施設への常駐は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人	事業期間中に総括代理人を変更することは可能でしょうか。	本市の承諾を得られれば総括代理人を変更することは可能です。
273	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人の配置	同代理人選定の定義(構成/協力企業から選定等)についてご教示ください。	総括代理人の選定の定義はありません。提案に委ねます。
274	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人は、SPCの代表取締役とは別という理解で良いでしょうか?	特段の要件設定は想定していません。
275	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(1)		総括代理人の配置	SPCの代表取締役の要件(例:代表企業の従業員/構成企業の従業員/欠格等その他要件)があればご教示ください。	代表取締役に特段の要件設定は想定していません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
276	要求水準書 (案)	57	VIII	2	(2)			SPCの本店の所在地は本施設も可能という理解でよろしいでしょうか。認められない場合、本社設置に伴う余計な経費が必要となる可能性もあるため、本施設への設置をお認め下さい。	前段について、竣工後はご理解のとおりですが、竣工までの間は本施設が利用できないため、必要な箇所に設置してください。
277	要求水準書 (案)	58	VIII	2	(7)		運営者との連携及び調整	「運営者との連携のため、定例会議等を開催・調整」ありますが、当該会議は、いつ頃から開催可能でしょうか。（当該会議の開始時期をご教示ください。）	令和7年度中に運営者が決定する予定であり、運営者が決定し次第開催可能です。
278	要求水準書 (案)	58	VIII	3	(1)		計算書類等の提出	計算書類の監査を行う公認会計士及び納税申告等を行う税理士の選定はSPCの任意でしょうか？（選定要件があればご教示ください。）	選定要件はありません。
279	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業に関する事項	「利用者や市民の利便性の向上、施設の有効活用、円滑な施設運営の支援等」とありますが、利用者や市民の利便性向上に直接関係がなく、施設の一部を占有して有効活用を一定程度阻害し、施設運営業務の支援に直接関係のない事業（例えばPPA（電力販売契約）事業等）は提案できないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、PPA事業等であっても施設の有効活用になるものであれば、提案可能です。
280	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業	自動販売機及びコインロッカーの設置・運営については、運営者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業に関する事項	任意事業を事業期間の途中で中止せざるを得ない場合（事業採算性の悪化等）は、違約金等は発生いたしますでしょうか。	事業契約書を遵守して実施してください。詳細は入札公告時にお示しします。
282	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業	オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催が決定した場合、国際放送センターとして本施設が利用される間の区分所有建物の取扱（現状復旧の上、市に無償譲渡する等）はどのようにされる方針でしょうか。また、任意事業の中断に伴う追加費用（国際放送センターとして利用するために必要な撤去・改修費用、任意事業再開のための改修費用等）は市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として敷地全体を組織委員会（IOC・OBSなど含む）が独占利用することになり、如何なる事業も実施することはできなくなります。また、IBC利用として必要となる改修・撤去や現状復旧については、組織委員会の費用負担により実施します。詳細は招致決定後の協議となります。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
283	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業に関する事項	施設の壁を利用し任意事業を実施する場合は使用料が発生しますか。発生する場合の使用料の算定方法をご教示ください。	壁面を利用する場合も、行政財産使用料の支払いが発生しますが、設置するものや用途により使用料の算定方法が異なりますので、個別対話でご相談ください。
284	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業に関する事項	「任意事業を実施するための床を追加的に整備し、～対応する土地の持分につき～土地貸付料を本市に支払うものとし、土地貸付料は本市の公有財産規則等に基づき別途算定した金額とする。」とありますが、「対応する土地の持分」の計算方法において、土地貸付料の算定に使用する「使用許可（貸付）面積」の数字は、例えば建物の建築面積が10,000㎡、延床面積が25,000㎡、追加的に整備した床面積が100㎡の場合は、100㎡分でのよいのか、それとも10,000×100/25,000㎡なのかご教示ください。	整備の仕方により、使用許可（貸付）面積が変わりますので、個別対話でご相談ください。
285	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業に関する事項	「自動販売機及びコインロッカーの設置・運営は任意事業の対象外とする。」とありますが、任意事業で物販・飲食施設を運営する場合、自動販売機で取り扱う商品が任意事業の商品と競合すると、任意事業の収益に大きな影響を与えますので、自動販売機の取り扱い商品は任意事業者の承認を得ることとしていただけますでしょうか。以上に鑑み、自動販売機の設置・運営も任意事業の対象としていただけないでしょうか。	運営者が実施する自動販売機の取扱商品について任意事業を実施する者の承諾を要件とすることは想定していません。また、任意事業の範囲は原案のとおりとします。
286	要求水準書 (案)	61	IX				任意事業に関する事項	展示イベント開催に際し、来場者用の飲食・休憩スペースが必要になると思いますが、それらは全て任意事業として行う想定でしょうか（運営者が設営を要望しても）	必要な諸室は提案してください。独立採算の任意事業として実施することも可能です。
287	別紙3 敷地内残置物図	1					敷地内残置物	敷地内残置物図に記載されています残置物は新展示場で再利用できない場合は撤去を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	別紙3 敷地内残置物図	1					敷地内残置物	敷地内残置物において撤去となる場合、『残置物②雨水排水施設2』は道路本管までの配管撤去を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
289	別紙3 敷地内残置物図	1					敷地内残置物	敷地内残置物において撤去となる場合、『残置物③汚水排水設備』は道路本管（人孔柵）までの配管撤去を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	別紙3 敷地内残置物図	1					敷地内残置物	敷地内残置物において撤去となる場合、残置物①井戸1及び井戸2は新展示場工事に支障がない場合、井戸1及び2は残置しても良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	別紙3 敷地内残置物図	1					敷地内残置物	敷地内残置物図に記載されています残置物①井戸1及び井戸2は新展示場工事に於いて、既存ケーシングを延長する事で再利用可能な状態の井戸と考えて宜しいでしょうか。	別紙3のとおり埋戻しされているため、再利用は不可能と考えます。
292	別紙3 敷地内残置物図	1						敷地内の残置物の撤去は事業者の負担ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	別紙3 敷地内残置物図						敷地内残置物図	計画地の東側隣地の詳細が不明です。敷地境界線、高低差、現在の土地利用などについて資料をご開示ください。	資料はありません。
294	別紙3 敷地内残置物図						敷地内残置物図	計画敷地内には植栽帯やゲートなどの残置物が描かれていますが、現状の残置物としては、今回開示いただいた詳細図に記載のものに限定され、その他は撤去済と考えてよろしいでしょうか。全体配置図に描かれているものすべてが残置物である場合は、それらの形状仕様が判断できる資料をご開示ください。	敷地内残置物を示す図面は、当初提供した図面以外の資料はありません。現地見学会にて確認をお願いします。
295	別紙3 敷地内残置物図							別紙3：敷地内残置物図について、残置されている雨水排水設備・給水設備・汚水排水設備は、所定の手続きを踏むことで再利用できる機能を有すると考えてよろしいでしょうか。	原則、再利用出来ないとお考え下さい。
296	別紙3 敷地内残置物図							別紙3：残置物②雨水排水施設1ですが整備予定道路に埋設されている雨水管に接続されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
297	別紙4 新設道路予備設計図面							当該道路図において、インフラ設備(給排水)に関する情報がありませんが、現在設置されている雨水管を含め新設道路に埋設される予定のインフラ設備をご教示ください。	未定です。
298	別紙4 新設道路予備設計図面							計画平面図に記載されている、敷地内の水溜+鉄パイプ柵、樹木、鉄堀ですが全て撤去されていると考えてよろしいでしょうか。(別紙3:敷地内残置物図に記載ありません)	敷地内残置物を示す図面は、当初提供した図面以外の資料はありません。現地見学会にて確認をお願いします。
299	別紙5-2 インフラ敷設状況(雨水・下水)						雨水・下水接続	「整備予定道路」内に雨水、下水本管が整備されると考えますが、敷地内から雨水、下水とも接続は可能でしょうか。	下水本管の整備については未定です。
300	別紙5-2 インフラ敷設状況(雨水・下水)						雨水・下水接続	上記の接続が可能な場合、本管のレベルや口径等をご教示ください。	下水本管の整備については未定です。
301	別紙5-2 インフラ敷設状況(雨水・下水)							敷地周囲の下水及び雨水の管路敷設状況を確認すると、北野通線もしくは西野白石線に敷設されている管路に接続することになると思慮します。本敷地は南から北へ傾斜していることから、既存の北野通線に接続する場合、敷地の南端の雨水排水を北側の北野通線まで水勾配を設け、さらにポンプアップする必要があるため、自然災害などのリスクを考慮すると安全性が高くない状況と推察します。市が敷地西側の新設道路下に西野白石線に繋がる下水・雨水の管路を整備し、災害に強いインフラを構築して頂けないでしょうか。	下水本管の整備については未定です。
302	別紙5-3 インフラ敷設状況(ガス)						ガス引込	「整備予定道路」内にガス本管が整備されると考えますが、敷地内への引き込みは可能でしょうか。	ガス本管の整備については未定です。
303	別紙5-3 インフラ敷設状況(ガス)						ガス引込	上記の引き込みが可能な場合、本管のレベルや口径等をご教示ください。	ガス本管の整備については未定です。
304	別紙6 地質調査結果資料						地質量調査位置図	地質調査位置を示す寸法が記載されていますが、寸法値は正しいでしょうか。CADで当該数値を入力してみると位置が合わないようです。	寸法値は誤りでした。要求水準書にて修正いたします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
305	別紙6 地質調査結果資料							別紙6：地質調査結果資料について、合理的な施工計画を立案するために、「地盤調査報告書」を開示いただくことは可能でしょうか。	貸出可能です。
306	別紙9 必要諸室及び仕様	1	1				展示ホール	施設条件の基本性能の上から2つ目の・に「4分割利用(2,500㎡×4室)が可能～」との記載がありますが、資料全般において全体面積が約10,000㎡の記載になっています。約2,500㎡×4室と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書案を修正します。
307	別紙9 必要諸室及び仕様	1					1. 展示ホール基本性能	面積欄に「展示ホールA～D：約10,000㎡」、基本性能欄に「展示ホールA～Dは・・・4分割利用(2,500㎡×4室)が・・・」とあります。面積欄に「約10,000㎡」とありますので4分割利用も「約2,500㎡×4室」と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書案を修正します。
308	別紙9 必要諸室及び仕様	1					1. 展示ホール施設条件床性能	床下ピットについて長辺方向と短辺方向の指定がありますが、提案に応じて方向を入れ替えることは可能でしょうか。	提案に応じて方向を入れ替えることは可能ですが、方向の指定について要求水準書を修正します。
309	別紙9 必要諸室及び仕様	2	1				展示ホール	「※1 壁厚や柱型などを除いた有効面積」との記載がありますので、有効面積が約10,000㎡、約5,000㎡と読み取れます。約・程度の定量的な数値(前後〇%などを想定)をご教示ください。要求水準未達とならない範囲が不明です。	各社の判断のもとご提案ください。
310	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール電気設備	設備条件：電気設備欄に『展示ホールA～Dには60ヶ所以上、展示ホールE～Gには30ヶ所以上を均等に設置すること』と記載がありますが、床下ピット内の分電盤の数量と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール電気設備	設備条件：電気設備欄に『展示ホールA～Dには60ヶ所以上、展示ホールE～Gには30ヶ所以上を均等に設置すること』と記載がありますが、展示ホールA～Dの4エリア合計で60ヶ所以上、展示ホールE～Gの3エリア合計で30ヶ所と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
312	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール ガス・給排水設備	設備条件：ガス設備欄に『展示ホールA～Dには30ヶ所以上、展示ホールE～Gには15ヶ所以上を均等に設置すること』と記載がありますが、展示ホールA～Dの4エリア合計で30ヶ所以上、展示ホールE～Gの3エリア合計で15ヶ所と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール ガス・給排水設備	設備条件：給排水設備欄に『展示ホールA～Dには30ヶ所以上、展示ホールE～Gには15ヶ所以上を均等に設置すること』と記載がありますが、展示ホールA～Dの4エリア合計で30ヶ所以上、展示ホールE～Gの3エリア合計で15ヶ所と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール 付帯設備	設備条件：付帯設備欄に『閉室時において利用可能な通線口(配管やケーブル等)』を各搬出付近・・・に設けること』とあります。この通線口の運用方法をご教授願います。	夜間など主要な出入口が閉鎖している状況下でも、展示ホール内への引き込む各種ケーブル等を通しておくことを想定しております。またその場合、展示ホールへの虫等の侵入を防止する対策が必要となります
315	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール 設備条件 付帯設備	吊りフックの箇所数及び荷重条件については、提案によるものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール 設備条件 付帯設備	キャットウォークを配置することとありますが、維持管理・修繕を問題なく行える代替提案を行ったうえ、キャットウォークを配置しないことは可能でしょうか。	個別対話にて提案内容を踏まえ判断します。
317	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール 設備条件 ガス・給排水設備	ガス設備については都市ガスに常時接続するのではなく、催事ごとにLPガス貯蔵容器を用意し常設のピット内ガス配管に接続するという考えでよろしいでしょうか。またピット内のガス漏れ警報器は常設と考えた方がよろしいのでしょうか。	ガス設備のガス種及び常時接続とするかは提案によるものとします。また、ガス漏れ警報器等の設置については、関係法令等や安全性等を考慮の上での提案によるものとします。
318	別紙9 必要諸室及び仕様	2					1. 展示ホール 設備条件 ガス・給排水設備	記載されているガスや給排水取り出し口の個数は各展示ホールごとの個数と考えてよろしいでしょうか。それともホールA～D、ホールE～Gの合計でしょうか。	ホールA～D、ホールE～Gの合計です。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
319	別紙9 必要諸室及び仕様	7	3				エントランスホール	無柱空間とありますが、例えばエントランスホールの中央の邪魔な柱を指しており、壁際の構造に必要な最低限な柱は設置する考えでよいでしょうか。	無柱空間（構造柱で囲まれた空間）として3000㎡以上（柱芯・壁芯で計算可）を確保してください。
320	別紙9 必要諸室及び仕様	9	5				主催者事務室	ロッカーは建築的に造り付けで製作するとの理解でよろしいでしょうか。それとも移動可能な什器として設置することでもよいでしょうか。その場合、当該ロッカーは、維持管理業務に必要なとなる什器備品ではないため、調達及び管理は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	設置方法は提案に委ねます。要求水準として求めている内容のため、設置方法によらず事業者が調達及び管理を実施します。
321	別紙9 必要諸室及び仕様	10	6				控室	ロッカーは建築的に造り付けで製作するとの理解でよろしいでしょうか。それとも移動可能な什器として設置することでもよいでしょうか。その場合、当該ロッカーは、維持管理業務に必要なとなる什器備品ではないため、調達及び管理は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	設置方法は提案に委ねます。要求水準として求めている内容のため、設置方法によらず事業者が調達及び管理を実施します。
322	別紙9 必要諸室及び仕様	11	8				パントリー	シンク、製氷機、冷蔵庫、配膳台等（機種によっては複数）の仕様、台数をご教示ください。	シンク、製氷機、冷蔵庫、配膳台等に仕様、台数の指定はありません。適切な内容を提案してください。
323	別紙9 必要諸室及び仕様	11	8				パントリー	シンク、製氷機、冷蔵庫、配膳台等（機種によっては複数）は建設業務で調達、設置し、維持管理は維持管理業務で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	別紙9 必要諸室及び仕様	15					13. サービススペース	サービススペース（ロッカースペース、テレワークスペース、自動販売機スペース）とありますが、各種条件にテレワークスペースに関する記載がないため、テレワークスペースに必要な設備及び備品等は不要という理解で宜しいでしょうか。	提案に委ねます。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
325	別紙9 必要諸室及び仕様						2-1. 大会議室	表中、施設条件 基本性能 に「・机や椅子を収納する収納庫を設置すること」とありますが、収納する机や椅子の数や大きさをご教示いただけますでしょうか。	室の使い方を踏まえ、適切な内容を提案してください。
326	別紙9 必要諸室及び仕様						2-2. 会議室1・2	表中、施設条件 基本性能 に「・机や椅子を収納する収納庫を設置すること」とありますが、収納する机や椅子の数や大きさをご教示いただけますでしょうか。	室の使い方を踏まえ、適切な内容を提案してください。
327	別紙11 完成図書一覧	4	2	(2)			工事内訳書明細	入札時、基本設計時、実施設計時に著しく物価上昇があった場合、全体スライド、単品スライドによる追加予算の措置を市にて対応いただくと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
328	別紙11 完成図書一覧	6	3				3. 竣工時提出物	「別紙11：完成図書一覧 6頁 3. 竣工時提出物」について、紙媒体での提出は不要とし、全て電子データと考えてよろしいでしょうか。紙媒体での提出が必要な場合、貴市に提出必要な部数をご教示ください。	竣工図書は、紙媒体と電子データです。部数については、提出前に市担当者に確認を行い、必要に応じて調整を行うこととなります。要求水準書を修正いたします。
329	別紙11 完成図書一覧	6	3				3. 竣工時提出物	「別紙11：完成図書一覧 6頁 3. 竣工時提出物」について、竣工写真のカット数や撮影形態（航空写真必要有無等）の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	別紙13 土地台帳						土地台帳	購入面積78507.21㎡とあります。敷地面積である71521.77㎡以外は道路面積（=6985.44㎡）という考え方でよろしいでしょうか。	現状では、ご理解のとおりです。別途、今年度に確定測量を実施予定です。